

「市報たるみず」広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、垂水市広告掲載要綱（平成18年垂水市告示第49号）第4条に規定する市の広報印刷物「市報たるみず」（以下「市報」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告代理店 広告主を募集し、広告原稿制作を行うことができる事業者
- (2) 広告主 広告を掲載しようとする者
- (3) 広告料金 広告主が広告を掲載する際に必要とする料金で、スペース料と営業制作料からなる。
- (4) スペース料 広告掲載するスペースに対する料金
- (5) 営業制作料 広告代理店が広告主を募集し広告原稿制作に必要とする料金

(掲載の範囲)

第3条 市報に掲載できる広告は、市の広報紙としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えない中立性のあるものとしなければならない。

(広告の規格等)

第4条 垂水市広告掲載要綱第5条に規定する広告の規格については、1 枠当たり縦85ミリメートル横90ミリメートルとする。ただし、同一ページの隣り合う2つ以上の枠を1件の広告とすることができる。

- 2 広告の掲載位置は、市報たるみず広報企画「広告のひろば」内とする。
- 3 「広告のひろば」の広告原稿は、広告代理店が制作する。

(広告募集方法等)

第5条 垂水市広告掲載要綱第6条に規定する広告主の募集及び広告原稿制作は、垂水市と契約した広告代理店が行うものとする。

(掲載申込)

第6条 広告代理店は、「広告のひろば審査申請書」（別記様式第1号）及び「市報たるみず」広告掲載申込書（様式第2号）に広告案を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 申請及び申込書の締切りは、市報たるみずの発行日より30日前とする。
- 3 同一広告主が申し込める広告は、広報1号につき1件限りとする。
- 4 広告掲載申込書は、広告代理店がとりまとめて市長に提出するものとする。

(掲載決定等)

第7条 市長は、前条の申請書及び申込書を受け付けたときは、垂水市広告掲載要綱第7条に基づき、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、「市報たるみず」広告掲載許可（不許可）決定通知書（様式第3号）により広告主に通知しなければならない。

- 2 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは広告主又は広告代理店に修正を求めることができる。

(広告料金等)

第8条 広告代理店は市に対して、広告主から徴した別表スペース料を支払うものとする。

2 制作料は、広告代理店が定めるものとする。

3 市長は、「広告のひろば」の掲載を許可した場合、広告代理店に対し第1項に規定するスペース料の納付書を発行するものとする。

4 広告代理店は、スペース料を前項に規定する納付書により、広告掲載した市報発行月の翌月末までに納付するものとする。ただし、4月発行市報の広告掲載料金については、4月末までに納付するものとする。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料金の還付)

第10条 広告掲載料金は還付しないものとする。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月10日から施行する。

別記様式第1号 (第6条関係)

広告のひろば審査申請書

年 月 日

垂水市長 あて

申請者 住所 (所在地)
氏名 (名称)
代表者名
電話番号
FAX番号

印

「市報たるみず」に掲載する「広告のひろば」の広告原稿を制作しましたので、「市報たるみず」広告掲載取扱要領第6条の規定により、下記のとおり審査を申請します。

記

1 広告のひろばページ数 (枠数) 及びスペース料

(1) ページ数 全 () ページ (枠分)

(2) スペース料 全 () 円

2 広告掲載号

() 年 () 月号

3 広告案

別添広告原稿のとおり

様式第2号 (第6条関係)

「市報たるみず」広告掲載申込書

年 月 日

垂水市長 あて

申込者 住所 (所在地)
氏名 (名称)
代表者名
電話番号
FAX番号

印

「市報たるみず」に広告を掲載したいので、「市報たるみず」広告掲載取扱要領第6条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告枠 () 枠

2 広告掲載希望号

() 年 () 月号

3 広告代理店への支払金額

() 円

4 広告案 (広告内容等が分かるもの)

※広告代理店記入欄 -----

1. 市内割引適用の有無 (有 ・ 無)

2. 長期割引適用の有無 (有 ・ 無)
適用が有る場合 (年 回) 長期割引適用

3. 料金内訳 スペース料 (円) + 制作料 (円)

別表(第8条関係)

広告料金表

■広報たるみず

広告料金 = スペース料(基本額) + 営業制作料

スペース		料金	月額				
			割引等	年1回	年3回	年6回	年12回
1枠	1/4 ページ	スペース料	通常	10,000	9,500	9,000	8,500
			市内割引	8,000	7,500	7,000	6,500
		営業制作料	9,000				
2枠	1/2 ページ	スペース料	通常	20,000	19,000	18,000	17,000
			市内割引	18,000	17,000	16,000	15,000
		営業制作料	11,000				
4枠	1 ページ	スペース料	通常	40,000	38,000	36,000	34,000
			市内割引	38,000	36,000	34,000	32,000
		営業制作料	17,500				

※1 1枠単価 10,000円

※2 市内割引額 2,000円

※3 長期割引率 3ヶ月:5% 6ヶ月:10% 12ヶ月:15%

※4 営業制作料は、完全データ入稿の場合は表示金額から割引く場合があります。